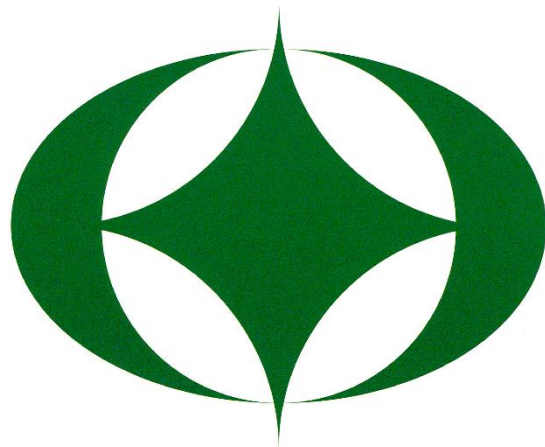


田 村 市

商工課取り扱い 各種支援制度一覧




田村市産業部商工課

R8.4.1 現在

目次

| | | |
|-------|--------------------------------------|-----|
| NO.1 | 店舗バリアフリー改修補助事業（事業者向け）..... | 2 |
| NO.2 | 田村市商店街にぎわい事業補助金(事業者向け)..... | 3 |
| NO.3 | 買い物弱者・商店街活性化補助事業（事業者向け）..... | 5 |
| NO.4 | 創業スタートアップ支援事業（事業者向け）..... | 6 |
| NO.5 | 中小企業・小規模事業者支援補助事業（事業者向け）..... | 7 |
| NO.6 | セーフティネット保証制度(事業者向け)..... | 8 |
| NO.7 | 中小企業経営合理化資金制度保証料低減額負担金事業(事業者向け)..... | 9 |
| NO.8 | 中小企業借入金利子補給事業(事業者向け)..... | 10 |
| NO.9 | 新規雇用企業等支援金交付事業..... | 11 |
| NO.10 | 緊急新規雇用・離職者対策事業..... | 11 |
| NO.11 | 中小企業支援ソムリ工制度(事業者向け)..... | 123 |
| NO.12 | 工場立地奨励金..... | 14 |
| NO.13 | (国制度)自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金..... | 15 |
| NO.14 | (県制度)イノベ構想の推進に係る税の優遇措置..... | 16 |
| NO.15 | (国制度)先端設備等導入計画..... | 17 |
| NO.16 | (県制度)福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金..... | 19 |
| NO.17 | (県制度)福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金..... | 20 |

NO.1 店舗バリアフリー改修補助事業（事業者向け）


| | | |
|--------------|---|---|
| 1.支援の種類 | 店舗バリアフリー改修補助金の交付 | |
| 2.支援の内容 | <p>○支援の概要 市内業者の事業活動を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、店舗のバリアフリー改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○補助対象者(いずれにも該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に自らが営む店舗を有する中小企業者 ・市税を滞納していない者 <p>○補助対象となる改修工事(いずれにも該当する工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者が施工するものであること ・工事に要する経費が5万円以上(消費税及び地方消費税を除く)であること。 ・当該工事について市から他に補助等を受けていないこと。 <p>○補助金の額 バリアフリー改修工事に要した経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。</p> | |
| 3.申請方法及び申請書類 | <p>事業開始の1カ月前までに商工課へ書類提出が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①バリアフリー改修工事に要する経費の見積書 ②改修計画図その他改修方法を示す図書 ③工事着手前の現況写真 ④店舗の所有者が確認できる書類 ⑤店舗バリアフリー改修工事実施同意書 ⑥登記事項証明書その他中小企業者に該当が確認できる書類 ⑦収支予算書 ⑧市長が必要と認める書類 | |
| 4.申請先 | 商工課 | |
| 5 ホームページ | <p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/tenpo-barrier-free.html</p> |  |
| 6.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |

NO.2 田村市商店街にぎわい事業補助金(事業者向け)

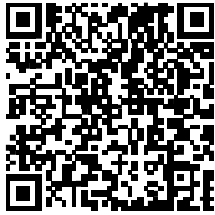
| 1.支援の種類 | 補助金の交付 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---|-----|--|-------|------|-----|--|---|-----|---|---|-----|---|
| 2.支援の内容 | <p>○補助金の概要 市内の商店会等が商店街等のにぎわい創出を目的に、空き店舗、空き事務所、空き家、空きスペース又は空き地(以下「空き店舗等」という。)を店舗、コミュニティスペース、その他集客力向上に寄与する施設として活用する場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○空き店舗賃借料補助</p> <p>(1)対象事業 空き店舗等を集客力向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の賃借料を補助する事業</p> <p>(2)補助対象経費 空き店舗等を休憩地、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペース又は店舗に使用する場合の賃借料</p> <p>(3)補助率</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>新規創業者</th> <th>一般店舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内</td> <td>8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内</td> <td>6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内</td> <td>4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/4 以内</td> </tr> </tbody> </table> | | 補助率 | | 新規創業者 | 一般店舗 | 1年目 | 10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内 | 8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内 | 2年目 | 7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内 | 6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内 | 3年目 | 4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内 |
| | 補助率 | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規創業者 | 一般店舗 | | | | | | | | | | | | |
| 1年目 | 10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内 | 8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内 | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | 7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内 | 6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内 | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | 4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内 | 4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/4 以内 | | | | | | | | | | | | |

| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>300万円(25万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は150万円(12.5万円/月)</td> <td>240万円(20万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は120万円(10万円/月)</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>県150万円(12.5万円/月) 市150万円(12.5万円/月)</td> <td>県120万円(10万円/月) 市120万円(10万円/月)</td> </tr> </tbody> </table> | | | 補助限度額 | | 総額 | 300万円(25万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は150万円(12.5万円/月) | 240万円(20万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は120万円(10万円/月) | 内訳 | 県150万円(12.5万円/月) 市150万円(12.5万円/月) | 県120万円(10万円/月) 市120万円(10万円/月) |
|----------|---|---|--|-------|--|----|---|---|----|--------------------------------------|----------------------------------|
| | 補助限度額 | | | | | | | | | | |
| 総額 | 300万円(25万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は150万円(12.5万円/月) | 240万円(20万円/月) 市が単独で補助する事業の場合は120万円(10万円/月) | | | | | | | | | |
| 内訳 | 県150万円(12.5万円/月) 市150万円(12.5万円/月) | 県120万円(10万円/月) 市120万円(10万円/月) | | | | | | | | | |
| | <p>○空き店舗等改装費補助</p> <p>(1)対象事業 空き店舗等を集客力向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の改装費を補助する事業</p> <p>(2)補助対象経費 空き店舗等を休憩地、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペース又は店舗に使用する場合の改装工事費(内装及び外装)</p> <p>(3)補助率 補助率市 1/2 以内 補助限度額 100万円</p> | | | | | | | | | | |
| 3.必要書類等 | 補助金等交付申請書に、下記の書類を添えて事業開始の1カ月前までに提出 事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)、空き店舗改装工事実施同意書(様式第2号の2)、その他 | | | | | | | | | | |
| 4.申請先 | 商工課 | | | | | | | | | | |
| 5.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/nigiwaikassei.html |  | | | | | | | | | |
| 6.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | | | | | | | | | | |


NO.3 買い物弱者・商店街活性化補助事業（事業者向け）

| 1.支援の種類 | 買い物弱者・商店活性化対策補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------------------|---|------|--------|--|------|-----|----------------------------|---------------------------|---|-----|-------------------------|-------|-------------------------|--|--|
| 2.支援の内容 | <p>○支援の概要 身近な商店の減少等により日常生活に必要な食料品等の購入が困難な買物弱者の対策と残存商店の活性化を図るため、食料品等の移動販売及び宅配サービスを行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○補助対象者(いずれにも該当する者) ・市税を滞納していない者 ・食品衛生法その他の法令を遵守している者</p> <p>○補助対象事業 ①移動販売 ②宅配サービス</p> <p>○対象品目 ・日用品 ・食品食材(米穀、青果、精肉、魚、パン等) ・介護、乳幼児製品 ・その他 原則、弁当・酒類等及び燃料等のみの宅配サービス又は移動販売は対象に含まない。また、出前及び仕出し等は対象に含まない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.補助対象経費及び補助金額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th colspan="2">宅配サービス</th> <th>移動販売</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>2,000円/日 (午前・午後各1,000円)</td> <td rowspan="2">人件費と燃料費の合計で一月の上限額は16,000円</td> <td rowspan="2">1台につき 2,000円/日 (一月の上限額は16,000円) 上限2台まで</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>37円/km (一日の上限額は370円)</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td colspan="2">192,000円 (16,000円/月)</td> <td>1台につき 192,000円 (16,000円/月) 上限2台まで</td> </tr> </tbody> </table> | | | 対象経費 | 宅配サービス | | 移動販売 | 人件費 | 2,000円/日 (午前・午後各1,000円) | 人件費と燃料費の合計で一月の上限額は16,000円 | 1台につき 2,000円/日 (一月の上限額は16,000円) 上限2台まで | 燃料費 | 37円/km (一日の上限額は370円) | 補助限度額 | 192,000円 (16,000円/月) | | 1台につき 192,000円 (16,000円/月) 上限2台まで |
| 対象経費 | 宅配サービス | | 移動販売 | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 2,000円/日 (午前・午後各1,000円) | 人件費と燃料費の合計で一月の上限額は16,000円 | 1台につき 2,000円/日 (一月の上限額は16,000円) 上限2台まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料費 | 37円/km (一日の上限額は370円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助限度額 | 192,000円 (16,000円/月) | | 1台につき 192,000円 (16,000円/月) 上限2台まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.申請書類 | 事業実績書、その他市長が必要と認める書類 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.申請先 | 商工課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kaimonojakusya.html | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | | | | | | | | | | | | | | | | |

NO.4 創業スタートアップ支援事業（事業者向け）

| | | |
|-----------------|--|---|
| 1.支援の種類 | 創業スタートアップ支援事業補助金 | |
| 2.支援の内容 | <p>○支援の概要 創業と新たな雇用の創出を支援し、持続的な地域経済活動を創出することを目的に、計画的に創業を図る創業者に対して、費用の一部を補助する。</p> <p>○補助対象者(いずれにも該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業を興す個人又は法人であること。 ・市税等の滞納がないこと。ただし、申請の時点で市外に居住している場合は、居住地に対する市税等の滞納がないこと。 ・申請する者が個人の場合、市内に居住していること(創業に伴い市内に居住する場合を含む)。 ・国や県、市及びその他の団体等が主催する人材育成や、スキルアップのための研修等の受講者であること。 ・本事業に要する経費に対して、国又は県、その他の団体等から補助金等の交付を受けていないこと。 ・暴力団等反社会的勢力に関与していないこと。 | |
| 3.補助率及び 交付金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助率2/3に該当する額 ・上限50万円 (補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)。 | |
| 4.補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備工事費(店舗の新築、改築、増築、改修に係る経費。ただし、設計費は除く) ※工事は市内建築業組合に登録した市内施工業者を利用すること。 ・備品費(創業に必要な備品の購入に係る経費) ※工事以外の設備費に係る発注先については、市内に事業所を有する業者を利用すること。 ただし、市内に事業所を有する業者が取り扱っていないものについてはその限りでない。 ・広告宣伝費(創業時の販路開拓の広告に係る経費、チラシ等の印刷、新聞等への折込み費用、広告等への掲出費、事業用HP製作費など、創業時の経営の広告に係る経費、求人広告費など) ・その他(市長が適当と認める経費) | |
| 5.申請先 | 商工課 | |
| 6.ホームページ | <p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/soogyosutatoaxtupu.html</p> |  |
| 7.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |


NO.5 中小企業・小規模事業者支援補助事業（事業者向け）

| | | |
|-----------------|--|---|
| 1.支援の種類 | 中小企業・小規模事業者支援補助金 | |
| 2.支援の内容 | <p>○支援の概要 中小企業者等が行う経営革新事業や事業承継等に要する経費の一部を補助する。 地元商工業者が持つ独自の強みを生かしつつ、新たな商品開発や新分野進出などの取組みを支援する。</p> <p>○補助対象者</p> <p>①中小企業者等の主たる事業所又は事務所が市内に所在していて、かつ、事業を1年以上営んでいること。</p> <p>②中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者の発行株式総数2分の1以上の所有又は出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。</p> <p>③中小企業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が反社会的勢力関係者ではなく、かつ当該中小企業者の経営に参画等していないこと。</p> <p>④市税等の滞納がないこと。</p> | |
| 3.補助率及び 交付金額 | <p>○補助率及び補助上限額</p> <p>・3分の2に相当する額</p> <p>※上限50万円</p> | |
| 4.補助対象経費 | <p>○補助対象経費</p> <p>①中小企業者等経営革新に係る経費(新商品・新技術・新役務開発)</p> <p>②事業承継等促進事業(事業承継計画書・M&A計画策定費用)</p> | |
| 5.必要書類等 | <p>申請書各号の様式のほか</p> <p>添付書類として、経営革新計画承認書の写し・承認を受けた中小企業革新計画書の写し・見積書の写し</p> <p>法人の場合(登記事項証明書)</p> <p>個人事業主の場合(確定申告書の写し)</p> | |
| 6.申請先 | 商工課 | |
| 7.ホームページ | <p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/syoubokibohozyokin.html</p> |  |
| 8.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |


NO.6 セーフティネット保証制度(事業者向け)

| | | |
|----------|---|---|
| 1.支援の種類 | 保証 | |
| 2.支援の内容 | <p>○制度の概要</p> <p>取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度。</p> <p>※これらの制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第4項に基づく「特定中小企業者」であることについて、市長の認定を受ける必要があります。</p> | |
| 3.必要書類等 | <p>申請が必要となります。</p> <p>申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p> | |
| 4.申請 | 商工課 | |
| 5.ホームページ | <p>市ホームページ</p> <p>4号</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/tamurasn_4gou.html</p> |  |
| | <p>5号</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/sn5tmr.html</p> |  |
| 6.お問合せ | 商工課 TEL 82-6667 | |

NO.7 中小企業経営合理化資金制度保証料低減額負担金事業(事業者向け)

| | | |
|-----------|---|---|
| 1.支援の種類 | 中小企業経営合理化資金制度 県信用保証協会保証料低減額負担金 | |
| 2.支援の内容 | <p>○支援の概要</p> <p>市内の中小企業者の経営合理化及び経営基盤の強化に必要な資金の融通を促進し、中小企業の育成振興を図る。</p> <p>福島県信用保証協会は市の指定する取扱金融機関の本店に預託し、預託額の5倍に相当する額を中小企業者に融資保証を行う。</p> <p>※福島県信用保証協会が定める基本保証料率と制度保証料率との差額については、市が負担する。当該差額相当額については、協会からの請求で市が支払う。</p> <p>○申込人の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、市税を完納している中小企業者とする。 ・市内で開業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して5年以内の者とする。また、中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱の別表に定める協会の保証制度要綱に規定された要件を満たす場合については、各要綱に定める保証制度を併用することができる。併用する場合は、保証融資の条件の範囲内で、協会の定めるところによる。 | |
| 3.保証融資の条件 | <p>①資金用途 運転資金及び設備資金</p> <p>②融資限度額 1企業当たり1,500万円とし、創業関連保証対象者においては2,000万円とする。</p> <p>③融資期間 10年以内</p> <p>④融資利率 金融機関との特約利率による。</p> <p>⑤返済方法 原則として毎月の分割返済とする。ただし、短期資金(1年以内)については一括返済を認め、設備資金については6カ月以内の据え置きを認めるものとする。</p> <p>⑥信用保証率 協会が定める基本保証率に応じて、年間の信用保証率を定める。</p> <p>⑦保証人及び担保 法人、組合の場合は原則として連帯保証人1人以上とし、必要に担保を徴する。</p> <p>個人の場合は必要により連帯保証人、担保を徴する。</p> <p>⑧申込場所及び協力機関 取扱金融機関、協会</p> | |
| 4.ホームページ | <p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-tyuusyokigyousien.html</p> |  |
| 5.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |


NO.8 中小企業借入金利子補給事業(事業者向け)

| | | |
|----------------------|---|---|
| 1. 支援の種類 | 中小企業借入金利子補給金 | |
| 2. 支援の内容 | ○支援の概要 中小企業者が、近代化と自主的な経済活動を促進し、企業の安定成長を期するため、金融緩和対策の一環として、予算の範囲内で借入金の利子の一部を補給金として交付する。 | |
| 3. 利子補給の交付対象 | ①市内に住所及び事務所を有し、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している者 ②市内に本店の所在地を有する法人で、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している法人 ③市内で開業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して1年以内の者 ④前3号に該当するものであっても、店舗等の新增改築や施設等の整備資金については、当該店舗及び施設等の所在地が田村市内にある場合に限るものとする。 | |
| 4. 指定融資制度資金及び貸付限度額等 | ○指定融資制度資金 ①田村市中小企業経営合理化資金保証融資 ②株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付 ③福島県商工事業協同組合資金 ○貸付限度額 上記①及び②については、当該制度に定める額とし、③については300万円以内とする。 | |
| 5. 利子補給の算定、交付期間及び限度額 | ○利子補給の算定、交付期間 融資制度の定める利率により、借入金額に対する利子振込開始月から最大24回分の利子相当額となります。 算定した利子補給額は、15万円を限度とする。 ※借入した時期により限度額や算定期間が異なりますので、詳しくは商工課へご相談ください。 | |
| 6 ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-tyuusyokigyousien.html |  |
| 7 お問い合わせ | 商工課 TEL 82-6677 | |


NO.9 新規雇用企業等支援金交付事業

| | | |
|------------|---|---|
| 1.支援の種類 | 新規雇用企業等支援金 | |
| 2.支援の内容 | ○支援の概要 産業構造の中核を担う中小企業及び新規雇用者を支援することを目的に雇用者に対して支援金を交付する | |
| 3.奨励金の交付対象 | ○企業の要件 ①市内に所在する中小企業支援法に規定する事業所 (介護・福祉事業所を除く) ②交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業所 ③国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、講演、セミナー等に参加している事業所 ○雇用者の要件 ①申請年度の4月1日時点で30歳未満の新規就労者の方 ②交付申請時点で9か月以上継続して勤務している方 ③交付申請日に退職又は離職していない方 | |
| 4.支援金の額 | 要件を満たす雇用者 一人当たり 150,000 円/年 (次年度も申請することで継続して2年間の受給が可能) | |
| 5.措置期間 | 令和 8 年4月1日～令和 11 年3月 31 日 | |
| 6.申請方法 | 勤務している事業者が申請し、新規雇用者へ支援金を交付します。 申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。 | |
| 7.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/sinkikoyousien_1.html |  |
| 8.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |

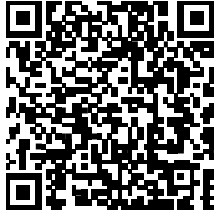
NO.10 緊急新規雇用・離職者対策事業

| | | |
|------------|---|---|
| 1.支援の種類 | 緊急新規雇用・離職者対策支援金 | |
| 2.支援の内容 | ○支援の概要 従業員の確保及び離職者の低減を目的として、産業構造の中核を担う市内中小企業者に対して支援金を交付する | |
| 3.奨励金の交付対象 | ○企業の要件 ①市内に所在する中小企業支援法に規定する事業所（介護・福祉事業所を除く） ②交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業所 ③国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、講演、セミナー等に参加している事業所 | |
| 4.支援金の額 | 以下の雇用対象者の人数に応じて従業員の確保及び離職者の低減を目的とした事業に活用できる支援金を交付する。 ＜雇用対象者の要件＞ ① 申請年度の4月1日において、30歳未満の者 ② 申請年度の4月1日において、交付対象者が雇用を開始してから3年未満の者 ③ 申請年度において、1年間の継続雇用が見込まれる者 ④ 過去に対象雇用者となった回数が通算で3回未満の者 ＜支援金の額＞ 以下の経費に対し、上記の雇用対象者1人当たり15万円を上限として交付。なお、交付対象者当たり年間300万円(20人分)を交付限度額とする。 ① 雇用者の求人活動に要する経費 ② 社員の人材育成・福利厚生に要する経費 ③ 企業のPR活動に要する経費 ④ その他市長が認めるもの ※上記のうち、飲食を伴う経費、個人給付に該当する経費は対象外。 | |
| 5.措置期間 | 令和8年4月下旬～令和11年3月31日 | |
| 6.申請方法 | 当該年度の5月31日までに商工課へ申請 | |
| 7.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kin-kyu-risyokusyataisaku.html |  |
| 8.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |


NO.11 中小企業支援ソムリエ制度(事業者向け)

| | | |
|----------|--|---|
| 1.支援の種類 | 助言指導 | |
| 2.支援の内容 | ○中小企業診断士による経営計画等への助言指導 事業者や創業希望者を対象に中小企業診断士及び支援員等を派遣し経営課題等に関する診断、助言、各種コーディネート等の一貫した支援を行うことにより、企業の競争力の強化と新たな産業振興を図る | |
| 3.必要書類等 | 問診票を記載し、田村市商工課へ提出。 問診票受領後、商工課にて内容の精査を行い、中小企業診断士との面談の調整を行います。 | |
| 4.申請 | 田村市商工課 (無料) | |
| 5.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/tyuusyoukigyousommelier.html |  |
| 6.お問合せ | 商工課 TEL 82-6667 | |


NO.12 工場立地奨励金

| | | |
|---------------|--|---|
| 1.支援の種類 | 工場立地奨励金 | |
| 2.支援の内容 | ○支援の概要 田村市内に工場の立地の促進を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とし、工場の新設又は増設を実施した事業に対し、工場立地奨励金を交付する | |
| 3.奨励金の交付対象 | ①工場を新設又は増設しようとするために取得又は借地した用地の面積が3,000㎡以上、若しくは一体性を有する土地に新設又は増設した工場の延べ床面積が500㎡以上であること。 ②用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること。 | |
| 4.奨励金の額及び交付期間 | ○奨励金の額 工場を新設又は増設した工場に係る償却資産、工場用地建物及びその敷地である土地に対して、市が課する固定資産税相当額 ○交付期間 工場の操業開始後、市が固定資産税を課することとなった年度から、新設は10か年、増設は3か年 | |
| 5.申請方法 | 申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。 | |
| 6.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-kigyouritti-sien.html |  |
| 7.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |

NO.13 (国制度) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金


| | | |
|---------------|---|---|
| 1. 支援の種類 | 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 | |
| 2. 支援の内容 | ○制度の概要 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る | |
| 3. 交付対象 | ○対象事業(業種) 製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等 ○対象地域 被災 12 市町村 ○対象施設 ①工場、②物流施設、③試験研究施設、④コールセンター・データセンターの用に供される施設、⑤店舗(卸・小売業、飲食店等生活関連サービス業の施設)、⑥宿泊施設、⑦社宅、⑧機械設備 ○対象経費 土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費 ※事業を遂行するために、真に必要かつ適切な経費 | |
| 4. 交付要件 | 投下固定資産額に応じた新規地元雇用者数 | |
| 5. 補助率及び補助上限額 | ○補助率 中小企業 3/5 以内、大企業 2/5 以内 ○補助上限額 30 億円(第3社委員会の評価が特に高い案件は 50 億円) | |
| 6. ホームページ | <p>県ホームページ</p> <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-jiritsuhojyokin.html</p> |  |
| 7. お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |

NO.14 (県制度)イノベ構想の推進に係る税の優遇措置


| | | |
|-------------------|---|---|
| 1. 支援の種類 | ふくしま産業復興投資促進特区 | |
| 2. 支援の内容 | <p>○支援の概要</p> <p>イノベ構想に係る重点分野の取組を推進するため、新産業創出等推進事業促進区域内において、重点分野における新製品の開発など、新産業創出等推進事業を行う場合に、設備投資、被災者等の雇用、研究開発に対して、税の優遇措置を行う</p> | |
| 3 対象となる新産業創出等推進事業 | <p>○浜通り地域等 15 市町村の指定区域内において、新産業創出等推進事業※を行う個人事業者又は法人であること。</p> <p>※新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業</p> <p>【A 類型】</p> <p>重点 6 分野※に該当する事業であって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな製品の研究開発の推進等に資する事業 ・独自に開発自他技術を活用した新商品の開発等に関する事業 ・先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業 <p>※廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙</p> <p>【B 類型】</p> <p>福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業※</p> <p>※以下のいずれかに該当する取組における製品の製造・販売やサービスの提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組 ・面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組 ・安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組 | |
| 4 優遇措置の概要 | <p>①設備投資に係る特別償却または税額控除</p> <p>②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除 ※①～②は選択適用</p> <p>③開発研究資産に係る特別償却等(A 類型のみ)</p> <p>④地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の免除 (事業税、固定資産税は 5 年間)</p> | |
| 5 申請方法 | <p>福島県知事の認定が必要となります。</p> <p>認定申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p> | |
| 6 ホームページ | <p>県ホームページ</p> <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html</p> |  |
| 7 お問い合わせ | <p>商工課 TEL 82-6677</p> | |

NO.15 (国制度)先端設備等導入計画


| | |
|----------------|--|
| 1.支援の種類 | 先端設備等導入計画 |
| 2.支援の内容 | ○支援の概要 中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画である「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置の活用が可能 |
| 3.先端設備等導入計画の内容 | ○対象者 新たに設備を導入する中小企業者 ○先端設備等導入計画の主な要件 ①計画期間:3年間、4年間又は5年間 ②計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ③設備の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア ※生産、販売活動等のように直接供される設備 ④認定経営革新等支援機関における事前確認を受けること |
| 4.税制支援の内容 | ○対象者 資本金1億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く) ○対象設備 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備 ①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物付属設備(60万円以上)* ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く ○その他の要件 ①投資計画について、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれ、認定経営革新等支援機関の確認をうけること ②導入設備が生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ③導入設備が中古資産でないこと ○特例措置 ①固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減 ②賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減 ・令和6年3月31日までに取得した設備:5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備:4年間 |
| 5.申請方法 | 税制支援を受けるためには、設備の取得前に計画の認定を受けることが必須です。 |

| | | |
|----------|--|---|
| | 認定申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。 | |
| 6.ホームページ | 市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/seisankoujyou_1.html |  |
| 7.お問合せ | 商工課 TEL 82-6677 | |

NO.16 (県制度)福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

| | | |
|-------------|--|---|
| 1.支援の種類 | 創業等支援補助金 | |
| 2.事業概要 | <p>○事業の目的 原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取り組みを促進することを目的として、12市町村(※1)内において創業する者、又は、12市町村内で事業展開する者に対して、その事業に要する経費の一部を補助します。</p> <p>(※1):田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>○補助事業者等</p> <p>① 公募開始日から遡って2年以内に創業した者又は創業する者</p> <p>② 原子力災害時に12市町村内において事業を行っていない事業者であって事業展開を行う者</p> <p>※詳細は福島県経営金融課のHPをご覧ください。</p> | |
| 3.補助率及び対象経費 | <p>○補助率</p> <p>① 帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は、大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域で補助事業を行なう者</p> <p>補助対象経費の限度額:30,000千円 補助率:補助対象経費の3/4以内 (補助金交付上限額は22,500千円)</p> <p>② ①以外の12市町村内の区域で補助事業を行なう者</p> <p>補助対象経費の限度額:10,000千円 補助率:補助対象経費の2/3以内 (補助金交付上限額は6,666千円)※1,000円未満切り捨て</p> <p>○対象経費</p> <p>※詳細は【公募要項】をご確認ください。</p> | |
| 4.申請先 | 福島県商工労働部経営金融課 | |
| 5.ホームページ | <p>福島県経営金融課 ホームページ</p> <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/</p> |  |
| 6.お問合せ | <p>福島県商工労働部経営金融課</p> <p>創業等補助金担当 TEL024-521-8648</p> | |

NO.17 (県制度)福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

| | | |
|----------|---|---|
| 1.支援の種類 | 創業等支援補助金 | |
| 2.事業概要 | <p>○事業の目的 原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的とします。</p> <p>○補助要件等 ①12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 ②原子力災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、帰還困難区域又は特定帰還居住区域に所在していた事業者が12市町村外（福島県外を含む）において事業再開等を行う場合 ※詳細は福島県経営金融課のHPをご覧ください。</p> | |
| 3.補助率 | <p>○補助率 ①の場合:3/4以内(ただし、帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4/5以内(人件費については1/5以内)) ②の場合:1/3以内(ただし、原子力災害時に事業を行っていた区域への帰還意向を有する者については3/4以内)</p> | |
| 4.申請先 | 福島県商工労働部経営金融課 | |
| 5.ホームページ | <p>福島県経営金融課 ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/</p> |  |
| 6.お問合せ | <p>福島県商工労働部経営金融課 事業再開補助金担当 TEL 024-521-8648</p> | |